

## 第 9 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	令和 3 年 3 月 3 日 (水)	1 3 時 3 0 分
招集場所	赤村住民センター 研修室 1	
開 会	令和 3 年 3 月 3 日 (水)	1 3 時 2 6 分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
1 番委員	松 本 國 廣	(議長)
2 番委員	在 津 圭 太	
3 番委員	壽 崎 祥 子	
4 番委員	三 橋 誠	
5 番委員	道 壽 子	
6 番委員	川 上 巖	
7 番委員	釘 崎 幹 子	
8 番委員	荒 尾 峰 雄	
9 番委員	小 林 利 夫	
農地利用最適化推進委員	木 下 祝 子	
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男	
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘	
農地利用最適化推進委員	春 本 洋	
農地利用最適化推進委員	太 田 勝 征	
二、本総会の欠席委員は次のとおりである。		
なし		

三、本総会の書記は次のとおりである。
事務局長 藤 木 眞 一
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名は次のとおりである。
なし
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・ 報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
・ 議案第 17 号 農地法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
・ 議案第 18 号 農地法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
・ 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転について
・ その他

松本議長 皆さんこんにちは。少し早いですが、揃っておられるようなので、只今より第 9 回赤村農業委員会総会を開会いたします。それでは日程 1 の事録署名人を指名いたします。2 番 在津委員さん、3 番 壽崎委員さんを指名します。どうかよろしくお願ひします。次に、日程 2 の報告事項について事務局より報告をさせます。

藤木局長 （報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、朗読報告を行う。）

松本議長 報告事項ですので、次に日程 3 の議案第 17 号について、事務局に朗読説明をさせます。

藤木局長 （議案第 17 号 農地法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。）

松本議長 只今、事務局より朗読説明が終わりましたので、最初の貸し手の●●さんと借り手の●●さんの件については、小林委員から補足説明をお願いします。

小林委員 ちょっと場所を聞いていないんですけど、以前から借りていましたので、再設定でもございます。問題ないと思います

ので、よろしく申し上げます。

松本議長

次に、貸し手の●●さんと●●さん、借り手の●●さんと●●さんの件については、道委員さんに補足説明をお願いします。

道委員

先月、●●さんが来まして、以前は●●さんが利用権設定をされていたのだそうですが、できないと言われたので新規に作ることになったそうです。ちょうど●●の裏側になります。よろしくお願い致します。

それと後、貸し手の●●さん、受け手の●●さんですが、先日、●●さんがおいでて何筆かありますが、油須原の●●の横になりますが、再設定になりますのでよろしく申し上げます。

松本議長

次に、貸し手の●●さんと借り手の●●さんの件については、荒尾委員さんに補足説明をお願いします。

荒尾委員

以前、作っていた人が作れないということで、●●さんに聞いたら●●さんがいて、いいですよということで契約したそうです。別に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

松本議長

次に、貸し手の●●さん、受け手の●●さんの件と貸し手の●●さんから次の3頁の●●さん、借り手の●●さんの9件については、私から補足説明をします。

●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さんと●●さんの件ですが、いずれも今回、再設定ですよろしく申し上げます。

松本議長

それでは補足説明が終了しましたので、質疑をお受けします。

在津委員

●●さんの営農状況で、従事者は確か2人じゃあないですか。

藤木局長

いえ、利用権の申し込みでは従事者が1人でしたので、住所を異動されれば次回からは2人となるのかなと思います。

在津委員

分かりました。

松本議長

他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり。)

松本議長

質疑なしということで、議案第17号につきまして、採決を行います。原案のとおり、承認賛成する方は挙手をお願いします。

(出席者全員挙手)

挙手者全員により議案第17号は可決とします。

松本議長 次に、日程4の議案第18号については、農業委員会規則第10条の規定により、●●委員さんの退席をお願いし、事務局から朗読説明をさせます。

(●●委員退席及び退室する。)

藤木局長 (議案第18号 農地法第18条の規定による農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長 それでは、貸し手の●●さんと●●さん、借り手の●●さんについて補足説明を荒尾委員さんをお願いします。

荒尾委員 ●●さんが亡くなって息子さんが行橋なんですけど、引き続きお願いしたいということで、次の件も再契約ということでお願いするものです。別に両方とも問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

松本議長 それでは補足説明が終了しましたので、質疑をお受けします。

(「ありません」の声あり。)

松本議長 質疑なしということで、議案第18号につきまして、採決を行います。原案のとおり、承認賛成する方は挙手をお願いします。

(出席者全員挙手)

挙手者全員により議案第18号は可決といたします。

松本議長 ●●委員の着席を認めます。

(●●委員入室、着席する。)

松本議長 太田委員に通告します。議案第18号については可決となりました。

●●委員 はい。ありがとうございます。

松本議長 次に日程5の議案第19号について、事務局から説明させます。

藤木局長 (議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転について、朗読説明を行う。)

松本議長 それでは、●●さんと●●さんの件については、小林委員さんから補足説明をお願いします。

小林委員 ●●さんは●●さんの娘さんになると思います。●●さんと●●さんが姻戚関係になると思いますし、昔から●●さんの土地は●●さんが管理していました。今回まとめるということでお聞きしていましたから、これが一番いいのじゃあないかと、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

松本議長 それでは引き続き、●●さんと●●さんの件については、

荒尾委員さんに補足説明をお願いします。

荒尾委員

どちらも隠居母屋の関係になります。ただ境界の件については認識が違うようなので、今回、●●さんがまとめて買い取るということです。ただ、現況では耕作がされていません。●●さんが耕作できないということもあり、そういうことでよろしくをお願いします。

松本議長

それでは只今補足説明が終了しましたので、質疑をお受けします。

(「ありません」の声あり。)

松本議長

なしということで、議案第19号につきまして、採決を行います。原案のとおり、承認賛成する方は挙手をお願い致します。

(出席者全員挙手)

挙手者全員により議案第19号は可決といたします。

議案は以上であります。引き続き日程6のその他ですが、何かありませんか。

(「ありません」の声あり。)

松本議長

農業全般でもいいですよ。

(「ありません」の声あり。)

藤木局長

それでは事務局から、今回の利用権設定で道委員さんの関係でしたが農用地区域外の農地がありました。しかし実際は産業建設課にある農地の航空図面と字図が見れるものがある、それで見ると実は既に圃場整備されていて、それで先々月でしたか、1月にも同様に綿帽子に区域外の利用権設定があり、これも航空写真で見ると圃場整備されていて農用地区域内になるのですが、皆さんご承知のとおり上赤から下赤の鶴まで土地改良区により圃場整備が終り、後は法務局に登録するだけとなっているにもかかわらず、現実には登記が棚上げされています。

だから今後も法務局で正式に登録がされるまでは、以前の地番で行かなければなりませんから、現況と議案上での農用地区域の表示がずれ、違和感を感じられると思います。

しかし登記が終了するまで勝手に変えられません。農業委員会ではどうすることもできませんが、土地改良区の方でできる限り早期に解消され、登記が正しくなることを願っています。

松本議長

では、4月の総会の日程ですが、5日は月曜日になりますが、それでよろしいでしょうか。

(「了解」の声あり。)

藤木局長

(改めて4月の総会等の日程の説明をする。)

松本議長

それでは以上をもちまして、第9回赤村農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 14時01分)